

上島町新規創業者等応援事業補助金

上島町では、地域産業の振興及び雇用の促進を図るため、町内において創業する新規創業者又は町内の事業者であって事業を拡大する者に対して、創業等のために必要な経費の一部を補助します。

補助対象事業

【新規創業】

町内で新たな創業を行うもの又は新事業、新分野に進出するもの

【事業拡大】

既存事業における生産性向上や商品の販売促進等を目的とした事業規模の拡大等を行うもの

補助対象者

- 町内に住所を置く個人事業主（予定含む）
- 町内に本店又は支店を置く法人（予定含む）
- 町税等を滞納していない者
- 補助事業の完了後、1年以内に事業活動を開始する見込みの者

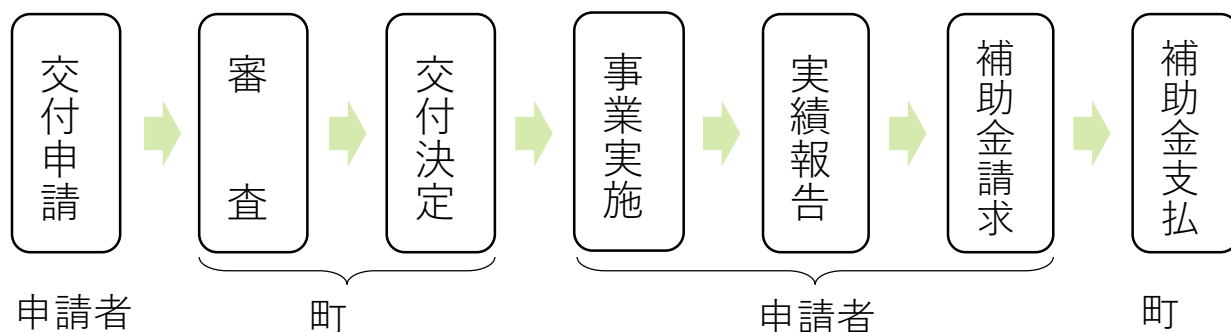
対象経費

- 店舗又は事業所等の内外装工事等に要する経費（居住スペースは除く）
 - 備消耗品、車両、機器の購入及びリース、レンタルに要する経費
 - 地域の特性を活用した新たな商品等の開発、商品ラベルのデザイン制作等に要する経費
 - インターネット開設やチラシ・SNS作成等の広告宣伝に要する経費
 - 開業・法人設立に伴う行政書士や司法書士、社会保険労務士、税理士等に支払う書類作成費
- ※汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できないものは対象外とする。

補助金額及び補助率

区分	補助率	補助限度額
新規創業	2 / 3	400万円
事業拡大	1 / 2	200万円

申請の流れ



審査基準

「人材の確保・動員」「実現可能性・継続性」「スケジュール管理」「地域の課題解決、地域経済振興」「地域資源の活用」の項目において審査を行います。

提出書類一覧

- ①上島町新規創業者等応援事業補助金交付申請書
 - ②事業計画書
 - ③見積書の写し等（支出予定経費の明細が分かる書類）
 - ④町税等を滞納していないことを証する書類
 - ⑤誓約書
 - ⑥事業を開始していない旨の申告書
（開業の届出又は法人登記はしているが、事業活動をしていない場合のみ）
 - ⑦補助対象事業確認表
- ※原則、申請月の属する年度の3月31日までに支払った経費が対象となります。
期日までに、支払いが完了しないときはご相談ください。

申請受付期間

令和6年6月5日（水）から令和6年8月5日（月）まで

提出及び問い合わせ先

上島町観光戦略課（せとうち交流館）

〒794-2506 上島町弓削下弓削1037-2

TEL：0897-77-2252 FAX：0897-77-2292

※平日 8：30から17：15まで